

令和元年8月30日

お客様各位

鹿児島市卸本町7-2
(株)南日本新聞開発センター
なんにち折込
TEL 099-267-3600

消費税増税に伴うチラシの表示についてご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、令和元年10月1日より消費税増税が実施されるにあたり、弊社でも同10月1日折込分より消費税率10%でのお取り扱いとさせていただくため、ご案内申し上げます。併せてチラシへの消費税額の表示についてご案内いたします。詳細については下記の通りとなりますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。
(令和3年3月31日まで適用される「消費税転嫁対策特別措置法」に基づいています)

謹白

記

価格の表示に関する特別措置によるもの

※平成25年10月1日以降「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保」や「事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する」観点から、表示価格が税込であると誤認されないための措置を講じていれば「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が運用されています。

●具体的な表示の例(折込可)

〇〇〇円(税抜き)	〇〇〇円(税抜価格)
〇〇〇円(税別)	〇〇〇円(税別価格)
〇〇〇円(本体)	〇〇〇円(本体価格)
〇〇〇円+税	〇〇〇円+消費税

消費税増税時の値引き表示についてのもの

※広告の中に消費税と結び付く表現がなければ問題はありません

①消費税との関連がはっきりしない表記については表示できます。

●禁止されない表示の例(折込可)

・「秋の生活応援セール」「秋の大特価セール」

②たまたま消費税率の引き上げ幅や消費税率と一致するだけの表記については表示できます。

●禁止されない表示の例(折込可)

・「2%値下げします」「2%還元セール」
・「10%値下げします」「10%還元セール」

③平成26年4月1日以降、供給する商品または役務の取り引きについて消費税を値引きするなどの宣伝や広告は禁止されています。

●禁止される表示の例(折込不可)

・消費税相当分還元、消費税相当額還元セール
・消費税増税分2%値下げします。
・消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。
・消費税は、当社が負担します。消費税はサービスします。
・消費税増税分をキャッシュバックします。

以上

※ 増税前キャンペーンも同様に注意が必要となります。
※ ご質問などございましたら、ご遠慮なく弊社の担当者までお問い合わせください。